

令和7年度
宮城県高齢者施設
物価高騰対策事業補助金
申請マニュアル
(令和7年12月 22 日版)

目次

1. 本マニュアルについて	2
2. 補助金の目的	2
3. 対象事業所等	2
4. 交付申請の方法	3
5. 申請書等の提出後の処理	4
6. 交付決定及び補助金の振込みについて	4
7. 証拠書類の保管	4
8. 申請に係る問い合わせ窓口	4
交付申請書類の作成要領	5～16

1. 本マニュアルについて

このマニュアルは、宮城県内（仙台市を除く。）に所在する高齢者施設等が「令和7年度宮城県高齢者施設物価高騰対策事業補助金」を申請する際に必要となる事項等をまとめたものです。

本補助金の申請を行う場合は必ずこのマニュアルを確認しながら進めてください。

2. 補助金の目的

エネルギー価格及び物価の高騰下における高齢者施設の安定的な介護サービスの提供を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、施設の運営に係る光熱費、燃油購入費及び食材購入費を補助するものです。

3. 対象事業所等

令和7年6月1日時点かつ令和8年3月31日時点で指定を受けている（施設を運営している）
下記施設等（指定を受けていても基準日時点で介護報酬の請求実績がない事業所は対象外）

対象サービス種別（※1）		基準単価	単位
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	30,000 円	所得第1から第3段階までの平均利用人数
		15,000 円	定員から上記の人数を差し引いた数
	認知症対応型共同生活介護事業所、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	15,000 円	定員
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	30,000 円	定員
短期入所系	短期入所生活介護事業所	30,000 円	所得第1から第3段階までの平均利用人数
		15,000 円	定員から上記の人数を差し引いた数
複合系	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	20,500 円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計
通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業、通所リハビリテーション事業所	20,500 円	定員

※ 空床利用型の短期入所生活介護事業所、短期入所系及び通所系における医療系サービスのみなし指定事業所は当該補助金の対象としない。

※ 市町村及び市町村を構成員とする団体が運営する（指定管理含む）施設は対象外とする。

※ 基準該当事業所（介護保険事業所番号が048から始まる事業所）は対象外とする。
（詳細は要綱及び別表も合わせて確認願います。）

4. 交付申請の方法

（1）申請書等のダウンロード

宮城県保健福祉部長寿社会政策課のホームページから、申請書等をダウンロードしてください。

(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/r44_genyu.html)

(2) 申請書等の郵送提出 **(令和8年2月6日(金) 必着)**

法人ごとにとりまとめて、下記あて電子メールにより提出してください。

なお、拠点が複数の場合(複数の地域に事業所がある場合)は、拠点(地域)ごとの申請でも構いません。

※必ず令和8年2月6日(金)までに到着するように提出してください。

※電子メールの件名は「物価高騰補助金申請(●●法人●●(法人名))」としてください。

※集計に使用するため、データはPDFに変換せずにExcel形式で提出してください。

(振込口座のコピーについてはPDFで構いません。)

※電子メール到達後に受付完了メールを送付しますので御確認ください。

※電子メールでの提出が困難な場合のみ郵送での提出を受け付けます。

申請書送付先

【電子メール】

genyu-k@pref.miyagi.lg.jp

【郵送】

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班

「高齢者施設物価高騰対策事業補助金」担当者 行

5. 申請書等の提出後の処理

申請の受理後、県において申請内容の審査を行いますが、申請書の内容に不備や確認事項がある場合は、こちらから個別にご連絡の上、修正等の対応を行っていただきます。

6. 交付決定及び補助金の振込みについて

申請受付後に審査を行い、適正と認められた場合は交付決定の通知を送付するとともに、補助金については、交付決定後2週間程度を目安に指定口座に振り込みを行います。

7. 証拠書類の保管

申請書には添付の必要はありませんが、補助金の証拠書類として以下の書類を事業所内で5年間保管してください。

①交付申請書の写し

②補助金に係る収支状況(様式イ)(HPにデータを掲載しています)

③光熱費・燃料費・食材費の支出の証憑(伝票、領収書等)

④(該当する場合)提出した月の所得第1～第3段階の人数を証する書類

なお、現地調査等の際に、これらの書類が確認できない場合は、補助金の返還を求めることとなりますので、令和13年3月31日までの間、不足のないよう保管してください。

8. 申請に係る問合せ窓口

申請にあたっては、本マニュアル及び質疑応答集を熟読の上、手続きを進めてください。

マニュアルや質疑応答集に記載のない事項については、下記の専用メールあてに、ご不明点等を記載のうえお問い合わせください。

なお、電話によるお問い合わせは、回線が混雑し、一般の問い合わせ対応に支障がでるため、ご遠慮ください。

【専用メール】 genyu-k@pref.miyagi.lg.jp

交付申請書類の作成要領

1 統括的な説明事項

- ・ 申請書は、基本的に直接入力箇所（着色部分）と、入力を要しない自動反映箇所（白抜き部分）に分かれています。
- ・ 別紙4「口座振込依頼書」への口座情報の記載にあたっては、必ず通帳等を確認しながら記載してください。特に、口座名義や番号の記載誤りを理由とした支払不能事例が多いため、振込口座が確認できる書類のデータ（PDF や画像も可）を添付いただきますようお願いします。
- ・ 申請書は一つのエクセルファイルで用意され、次のように構成されています。

（1）本申請書の使い方	※作成前に内容を確認いただくもの
（2）個票分類表	※作成にあたり内容を確認いただくもの
（3）様式第1号（交付申請書兼実績報告書）	【法人本部が作成】
（4）施設別個票A（別紙2A）	【個別の事業所が作成】
（5）申請額一覧A（別紙1A）	【法人本部が内容確認・作成】
（6）施設別個票C（別紙2C）	【個別の事業所が作成】
（7）施設別個票D（別紙2D）	【個別の事業所が作成】
（8）口座振込依頼書（別紙4）	

※ 上記のうち、全法人において作成及び申請に添付が必要なものは、（3）及び（8）です。

（4）から（7）までは、サービス種別等に応じて該当するものを作成してください。また、申請に必要な個票の確認については、（2）の個票分類表（申請書様式（エクセル）の2シート目）に記載しています。
- ・ 事業所別に指定口座がある場合は、指定口座ごとに申請書を作成してください。
- ・ 申請に必要なデータは、エクセルファイルの申請書（振込口座が確認できるデータ含む）です。原則、その他の書類を提出する必要はありませんが、審査において、疑義が生じた場合には別途証拠書類の提出を求める場合がありますので、御承知おきください。

2 各申請書の記載方法

(1) 様式第1号(交付申請書兼実績報告書)

(別記様式第1号)

令和7年度宮城県高齢者施設物価高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

①

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

標記について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第12条第1項による実績報告書といたします。

申請者	フリガナ				
	法人名				
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	法人所在地	(郵便番号 -)			
	申請に関する担当者	職名		氏名	
	連絡先	電話番号		E-mail	
	交付決定通知等書類郵送先住所宛名	(郵便番号 -)			

① 交付申請を行う日付を記載してください。

② 申請者（法人）の情報

- ・法人名は、法人登記のとおりに記載してください。（事業所名ではありません。）
- ・法人等所在地は、都道府県名から法人登記のとおりに記載してください。

③ 担当者の情報

- ・交付決定通知等の書類郵送先住所が②と異なる場合は、送付先住所を記載してください。

誓 約 事 項	
☐	この補助金は、利用者の訪問等に使用する車両に係るガソリン及び軽油購入費に充てる。
☐	この補助金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。 (もし受けている場合は、収支状況報告書にその内容を正しく記載すること。)
☐	この補助金に係る証拠書類を適切に整備保管する。(令和13年3月31日まで)
☐	この申請書に記載した事項については事実と相違ない。
☐	暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員ではない。
☐	県税に未納がない。
☐	市町村及び市町村を構成員とする団体が運営する事業所(指定管理の事業所を含む。)は含まれていない。
☐	上記の誓約事項に違反した場合は、補助金の返還があり得ることを理解している。

・誓約事項について、各項目の内容を確認し、満たしていることを確認の上プルダウンリストで「チェック」をつけてください。(全ての項目に「チェック」がついていないと申請を受け付けられません。)

申請内容			
高齢者施設原油価格高騰対策事業		事業所・施設数	申請額
入所系及び短期入所系	1	介護老人福祉施設	0 か所 0 円
	2	地域密着型介護老人福祉施設	0 か所 0 円
	3	介護老人保健施設	0 か所 0 円
	4	介護医療院	0 か所 0 円
	5	認知症対応型共同生活介護事業所	0 か所 0 円
	6	養護老人ホーム	0 か所 0 円
	7	軽費老人ホーム	0 か所 0 円
	8	介護付き有料老人ホーム	0 か所 0 円
	9	住宅型有料老人ホーム	0 か所 0 円
	10	サービス付き高齢者向け住宅	0 か所 0 円
	11	短期入所生活介護事業所	0 か所 0 円
小 計		0 か所	0 円
複合系	12	小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所 0 円
	13	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所 0 円
小 計		0 か所	0 円
通所系	14	通所介護事業所	0 か所 0 円
	15	地域密着型通所介護事業所	0 か所 0 円
	16	認知症対応型通所介護事業所	0 か所 0 円
	17	通所リハビリテーション事業所	0 か所 0 円
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

・「申請額一覧 A」に入力した内容が自動で集計されるようになっています。

・「申請額一覧 A」とサービス種別ごとの申請事業所数及び申請額、合計の事業所数及び申請額が合致しているか確認してください。

施設別個票A（別紙2A）

①

②

③

④

介護保険法第51条の3第1項又は第61条の3第1項に規定する特定入所者介護（予防）サービスの対象となる低所得者（介護保険法施行規則第83条の5又は第97条の3に規定する所得段階が第1・第2・第3段階の者）の各日の利用人数

基準日	基準日における定員	基準単価	対象人数	小計	算定額
補助対象外	人	30,000 円	0 人	0 円	0 円
		15,000 円	0 人	0 円	

① 事業所・施設の状況

- ・事業所・施設の名称は略称を使わずに正しく入力してください。
- ・サービス種別は、該当するものをプルダウンリストから選択して入力してください。

② 調整率

- ・開設日及び休止期間に応じてプルダウンリストから該当するものを選択して入力してください。
- ・調整率は以下のとおりです。

令和7年4月1日以前から運営（休止期間がある場合を除く）・・・調整率1
令和7年4月2日から5月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が11か月 ・・・調整率11/12
令和7年5月2日から6月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が10か月 ・・・調整率10/12（5/6）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が9か月・・・調整率9/12（3/4）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が8か月・・・調整率8/12（2/3）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が7か月・・・調整率7/12
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が6か月・・・調整率6/12（1/2）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が5か月・・・調整率5/12
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が4か月・・・調整率4/12（1/3）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が3か月・・・調整率3/12（1/4）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が2か月・・・調整率2/12（1/6）
休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が1か月・・・調整率1/12
※休止期間は、休止の届出があった期間（予定を含む）を指すものとし、稼働月数の算出にあたっては暦月で1か月未満を切り捨てて算出するものとする。
例：令和7年4月1日以前から運営している施設等が令和7年5月20日から令和7年8月10日まで休止（8月11日から再開）した場合→稼働月数は4月と9月から3月までの8か月とする。

③ 休止期間

令和7年度内に休止した期間があれば入力してください。（予定を含む）

④ 所得段階が第1・第2・第3段階の者の1日当たりの平均利用人数

- ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所のみ記入が必要になります。（①において上記以外のサービス種別を選択すると、この表は表示されません。）
- ・①で入力した開設日に応じて、一定の期間の日付が表示されますので、各日の所得段階が第1・第2・第3段階の者利用人数を記入してください。なお、0人の場合は「0」と記入してください。

(3) 申請額一覧 A (別紙 1 A)

- ・ 個票 A については、同じエクセルファイル内に、「個票 A」のシートをコピーして挿入し、各シートの名前を「個票 A 1」「個票 A 2」「個票 A 3」のように「個票 A+通し番号」で入力することで、この一覧に個票 A の情報が自動で反映されますので、シートをコピーして挿入し、シート名の変更を行ってください。(一覧 B 列の「No.」と、個票 A の通し番号が連動します。)
- ・ ただし、個票 C 及び個票 D については個票 A のように個票の情報が一覧 A に自動で反映されません。個票 C 又は個票 D を作成した場合には、個票 A と同様に、個票 C と個票 D のシートについて、それぞれシートをコピーして挿入した上で、シート名を「個票 C 1」「個票 D 1」のように「個票〇+通し番号」の形に変更してください。なお、ここでの通し番号は、一覧 A の B 列「No.」と同じ数字を入力してください。

(4) 個票 C (別紙 2 C)

施設別個票 C (別紙 2 C) 区分 I 施設 助成額算出票

「申請額一覧 A」No.		← 法人本部が提出時に記載
--------------	--	---------------

(1) 基本情報
着色されたセルを入力してください。休止期間については、令和 7 年度内に休止した（する）期間があれば記載してください。

法人名				事業所・施設名			
介護保険事業所番号				サービス種別			
事業所所在地	郵便番号						
	住所						
休止期間 1 (あれば記載)							
休止期間 2 (あれば記載)							
休止期間 3 (あれば記載)							
休止期間 4 (あれば記載)							
休止期間 5 (あれば記載)							

・「開設日」を入力すると、日付が自動で入力されます。
・表示された各日について、所得第 1 ～第 3 段階の利用人数を記載してください。(0 人の場合は「0」と記載してください。)

(2) 所得第 1 から第 3 段階までの平均利用人数平均利用人数の算出
「開設日」(年月日)を記載すると日付が自動で表示されますので、表示された日のそれぞれください。

開設日	

日付	所得段階 第 1・第 2・第 3 段階の人数
2025/5/1	人
2025/5/2	人
2025/5/3	人
2025/5/4	人
2025/5/5	人
2025/5/6	人
2025/5/7	人
2025/5/8	人
2025/5/9	人
2025/5/10	人

(以下、所得第1から第3段階までの平均利用人数を「平均利用人数」と記載します。)

(3) 助成額の算出

・基準日及び基準日時点の定員を記載してください。

基準日※	2025年5月1日	※2025年5月1日までに指定等を受けた場合は「2025年5月1日」、2025年5月2日から2025年6月1日までに指定等を受けた場合は「2025年6月1日」となります(2025年6月2日以降に指定等を受けた場合は本補助金は対象外となります。)
基準日時点の定員		

・各月について、「休止の有無」及び「定員」を記載してください。(「休止の有無」については休止した(する)場合はその月に「○」を記載してください。)

また、2025年5月2日以降に開設した(=指定等を受けた)場合も、下記の表に応じて該当月の「休止の有無」に○を記載してください。

年	2025年									2026年		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休止の有無												
①平均利用人数												
②定員												
②－①												
月あたり助成額												

合計 0 円
助成額: 0 円

【開設年月日による稼働開始月の判断表】

開設年月日	「休止の有無」に○を記載する月
2025年4月2日から2025年5月1日まで	4月
2025年5月2日から2025年6月1日まで	4月及び5月
2025年6月2日から2025年7月1日まで	4月から6月まで
2025年7月2日から2025年8月1日まで	4月から7月まで
2025年8月2日から2025年9月1日まで	4月から8月まで
2025年9月2日から2025年10月1日まで	4月から9月まで
2025年10月2日から2025年11月1日まで	4月から10月まで
2025年11月2日から2025年12月1日まで	4月から11月まで
2025年12月2日から2026年1月1日まで	4月から12月まで

・「基準日」については、(2)で「開設日」を入力すると自動で入力されます。表示された基準日時点の定員について入力してください。

・また、令和7年度内の各月について、「休止の有無」及び「定員」を記載してください。

ここまでの情報をすべて入力すると、助成額(申請額)が自動で計算されます。

※個票D(別紙2D)についても、個票Cと入力方法は同様です。

(所得第1から第3段階までの平均利用人数の入力が不要である点が異なります。)

(5) 口座振込依頼書 (別紙4)
(別紙4)

口座振込依頼書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住所
〒 -
法人名
代表者役職名、氏名

・年月日や住所、法人名、代表者職氏名は様式第1号から自動で転記されます。
・様式第1号に記載した内容と同じ内容が記載されているか確認してください。

令和7年度宮城県高齢者施設（訪問）エネルギー価格高騰対策事業補助金について、下記の口座への振込を依頼いたします（補助金申請者と口座名義人が異なる場合も含む）。

記

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 営業部 出張所
金融機関コード	店舗コード	
預金種別 ※いずれかに○	普通預金 当座預金	
口座番号 ※右詰で記入		
カナ口座名義 ※通帳に表記されているカナ口座名義名を記入 (漢字名は記入不要)		

ゆうちょ銀行（通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入）

例) 記号 12340-1 → 234 の部分を記入（1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要）
番号 12345671 → 1234567 まで記入（下1桁の1は固定なので記入不要）

ゆうちょ銀行	記号	1				0			
	番号								1

←番号が8桁ない場合は右詰で記入

・ゆうちょ銀行及びそれ以外の銀行で、入力する箇所が異なりますので注意してください。
・口座情報を誤って入力すると補助金が入金できませんので、必ず正しい情報が入力されているか確認してください。
・申請書類を紙で提出する際に、この用紙の裏面に、通帳の写し等、この用紙に記載してある振込口座の情報が確認できる書類のコピーを貼付してください。

※本用紙裏面へ振込口座が確認できる書類のコピー（通帳の写し等）を貼付願います。

振込口座が確認できる書類のコピー

下記のどちらか1つのコピーをこちらに貼付してください。
 ※必ずお名前、金融機関名、支店名（支店コード）預金種別、口座番号、
 口座名義（カナ）が確認できる面のコピーを貼付してください。

ゆうちょ銀行以外の場合

※表紙ウラのページ

ゆうちょ銀行の場合

※ゆうちょ銀行の場合は表紙ウラの通帳見開き
 ページ全面のコピーを貼付してください。

基準日以外の期間に単位（定員以外の単価を除く）が変更となった場合の助成額の算出方法

別紙

算出方法：一月あたりの基準単価に、単位及び単位ごとの稼働月数を乗じて算出するものとする。

区分Ａ：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所

区分Ｂ：認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

【計算例】

●区分Ａ

例②：介護老人福祉施設で４月から５月までは定員５０人（Ａとする）、６月から７月までは定員６０人（Ｂとする）、８月から９月までは定員４０人（Ｃとする）、令和７年７月における所得第１から第３段階までの平均利用人数が２１人（Ｄとする）であった場合

→４～５月における所得第１から第３段階までの平均利用人数は $A \times D / B$ 、８月及び９月における所得第１から第３段階までの平均利用人数は $C \times D / B$ で算出する。

助成額：

・４～５月

１月あたりの助成額＝ $\{ (50 \times 21 / 60) \times 2,500 \text{円} \} + [\{ 50 - (50 \times 21 / 60) \} \times 1,250 \text{円}] = 84,375 \text{円}$

$84,375 \text{円} \times 2 \text{か月} = 168,750 \text{円}$

・６～７月

１月あたりの助成額＝ $(21 \times 2,500 \text{円}) + \{ (60 - 21) \times 1,250 \text{円} \} = 101,250 \text{円}$

$101,250 \text{円} \times 2 \text{か月} = 202,500 \text{円}$

・８～３月

１月あたりの助成額＝ $\{ (40 \times 21 / 60) \times 2,500 \text{円} \} + [\{ 40 - (40 \times 21 / 60) \} \times 1,250 \text{円}] = 67,500 \text{円}$

$67,500 \text{円} \times 8 \text{か月} = 540,000 \text{円}$

・計

$168,750 \text{円} + 202,500 \text{円} + 540,000 \text{円} = 911,250 \text{円}$ 改め $911,200 \text{円}$

●区分Ｂ

例①：通所介護事業所で４月から６月までは定員３０人、７月から３月までは定員２０人の場合

助成額： $(1,708 \text{円} \times 30 \text{人} \times 3 \text{か月}) + (1,708 \text{円} \times 20 \text{人} \times 9 \text{か月}) = 461,160 \text{円}$ 改め $461,100 \text{円}$